

公益財団法人 交通遺児育英会 令和3年度事業計画

令和3年度は、第5次長期事業計画の初年度に当たり、同長期事業計画に掲げる諸課題への取り組みを開始するとともに、従来事業の充実に努める。

奨学金の貸与（一部給付）および修学支援事業については、引き続き着実に推進するとともに、拡大の可能性についても検討する。

返還金の回収については、令和元年8月に稼働した新奨学金管理システムを活用して返還率のより一層の向上を図る。現地訪問、民事調停等は、新型コロナウイルス感染症（新型コロナ）の感染状況を注視しつつ、安全かつ効果的・効率的に実施する。

「つどい」等の各種イベントや心塾の講座等についても同様に、新型コロナの感染状況を見つつ実施の可否を判断し、実施は十分な安全確保を前提とする。

心塾東京寮については、老朽化に伴い令和5年に建替えを予定しており、令和3年中に建替え計画を策定する。

財政基盤をより安定化させるため、さらに募金活動を充実させる。その前提となる当会の知名度向上については、引き続き多方面に展開する。

以下、令和3年度の実業計画について事業ごとに記述する。なお、第5次長期事業計画の課題については、本文中、項目番号の前に*印を付してある。

I. 奨学生の採用と奨学金の貸与および一部給付

1. 奨学生の採用人数および貸与・給付金額

令和3年度の奨学生の新規採用（予約者の本採用と在学採用）、継続採用（2年生以上への進級者等）および翌年度の予約採用計画は次表のとおりである。計画人数は、過去3年間の採用推移の変遷、および令和3年1月下旬時点の予約出願状況、在籍奨学生数にそれぞれ2～3月の推移予測等を勘案して算出したものである。

交通事故死傷者数の減少による交通事故被害家庭の減少や少子化の進展等を反映し、採用計画人数は漸減している。さらに、令和2年度からは、国による高等教育の修学支援新制度が発足したことから、令和3年度新規採用数については、対前年9名の減少を見込んでいる。また、継続採用数は36名減少と大きく減少が見込まれ、採用者合計では45名の減少と見込んでいる。

奨学金については高等教育を対象に、令和2年度より、当会では初めて奨学金本体の一部給付を実施した。具体的には、大学、短期大学、大学院、専修学校専門課程、高等専門学校4・5年生に対し、奨学金月額のうち一律2万円の給付を開始した。

こうしたことから、令和3年度の奨学金は、貸与奨学金が461百万円、給付奨学金が153百万円の合計614百万円（前年比30百万円減）を見込んでいる。

(人)

区 分		R 元年度		R2 年度		R3 年度
		計 画	実 績	計 画	実績予想	計 画
高 校	予約採用	80	72	70	49	63
	本採用＋在学採用	131	116	120	113	96
	継続採用	193	189	181	176	177
	当年度採用合計	324	305	301	289	273
大 学	予約採用	155	132	120	143	147
	本採用＋在学採用	162	177	138	140	149
	継続採用	427	428	444	445	409
	当年度採用合計	589	605	582	585	558
大学院	予約採用	7	8	5	9	8
	本採用＋在学採用	14	8	7	10	11
	継続採用	12	12	9	9	8
	当年度採用合計	26	20	16	19	19
専 修	予約採用(各種含む)	40	50	40	47	47
	本採用＋在学採用	51	49	51	56	54
	継続採用	70	69	60	62	62
	当年度採用合計	121	118	111	118	116
各 種	本採用＋在学採用	2	3	2	1	1
	継続採用	1	1	3	3	3
	当年度採用合計	3	4	5	4	4
	本採用＋在学採用	360	353	318	320	311
	継続採用	703	699	697	695	659
当年度採用総合計		1,063	1,052	1,015	1,015	970
貸与金額合計(百万円)		688	669	482	482	461
給付金額合計(百万円)		—	—	156	162	153
奨学金額合計(百万円)		688	669	638	644	614

(注)「高校」は「高専1～3年」を、「大学」は「短大」「高専4・5年」を含む。以下、「高専」の記載がない場合は同じ。

2. 入学一時金、進学準備金の貸与人数

高校奨学3年生で大学、専修学校専門課程、およびこれに準ずる各種学校の奨学生予約申込者のうち、進学校が決定した希望者に対し進学準備金を貸与する。

また、高校、大学、専修、各種の第1学年に入学した奨学生のうち希望者に対し、入学一時金を貸与する。ただし、進学準備金の貸与を受けた者は除く。

入学一時金および進学準備金の貸与計画人数は次のとおり。

(人)

区 分	R 元年度		R2 年度		R3 年度
	計画	実績	計画	実績予想	計画
高校入学一時金	56	47	57	64	46
進学準備金	45	45	28	31	39
大学入学一時金	50	57	44	34	45
専修専門課程・各種入学一時金	15	17	18	25	19
専修高等課程入学一時金	1	1	1	1	1
合 計	167	167	148	155	150

(参考) 奨学金月額、および、入学一時金・進学準備金の額

- ① 奨学金月額（各四半期の中の月である5月、8月、11月、2月に3ヶ月分ずつ送金。貸与額は無利子）

学 校	奨 学 金 月 額
高 校	2万円、3万円、4万円から選択（貸与）
高等専門学校（1～3年）	2万円、3万円、4万円から選択（貸与）
大 学	4万円、5万円、6万円から選択（うち2万円は給付）
高等専門学校（4～5年）	4万円、5万円、6万円から選択（うち2万円は給付）
大 学 院	5万円、8万円、10万円から選択（うち2万円は給付）
専修専門課程・各種	4万円、5万円、6万円から選択（うち2万円は給付）
専修高等課程	2万円、3万円、4万円から選択（貸与）

- ② 入学一時金（1年生入学後、希望者に貸与。無利子）

学 校	入 学 一 時 金 の 額
高 校	20万円、40万円、60万円から選択（貸与）
大 学	40万円、60万円、80万円から選択（貸与）
専修専門課程・各種	40万円、60万円、80万円から選択（貸与）
専修高等課程	20万円、40万円、60万円から選択（貸与）

- ③ 進学準備金（当会高校奨学生3年生で、大学・専修専門・各種合格者のうち希望者に貸与。貸与時期：10月～3月。無利子）

対 象 者	進 学 準 備 金 の 額
高奨生で大学・専修専門・各種予約申込者	40万円、60万円、80万円から選択（貸与）

3. 修学支援金の給付

(1) 家賃補助

平成27年度下期より、修学支援金第一弾として家賃補助の給付を開始した。月額15,000円を半期分一括で給付するもので、令和3年度の計画人数は次表のとおり。

＜家賃補助対象者数の推移＞ (人)

区 分	R元年度実績		R2年度実績		R3年度計画	
	上期	下期	上期	下期(見込)	上期	下期
大 学	129	137	132	133	134	134
大学院	8	9	5	5	6	6
専修・各種	24	24	13	13	15	15
合 計	161	170	150	151	155	155

* 4. 支援事業の拡大検討

第5次長期事業計画に基づき、各種支援事業の拡大を検討する。具体的な検討項目は下記のとおり。

- ① 高校奨学生への奨学金の一部給付創設
- ② 大学・専修・大学院奨学生に対する一部給付の増額
- ③ 家賃補助の条件緩和、金額引き上げ
- ④ 通学定期代支援の創設

⑤ 入学祝金の創設

5. 奨学制度のPRと周知推進

遺児家庭への情報伝達を促進するため、約3万の全国の各学校、関係団体への広報を例年どおり実施する。また、当会ホームページを通じ、より具体的で詳細な情報を奨学金希望者が受け取れるようにする。

II. 奨学金の返還

1. 予想返還総額および返還率

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため、電話督促、現地訪問、調停申立てなどの返還督促業務を控えたものの、返還額はほぼ前年並みの見込みである。

令和3年度においても新型コロナウイルス禍の影響が続くと予想されることから、3年度の返還額は令和2年度見込みよりも若干少なめの10億1千万円を見込む。返還率（当該年度に返還期を迎える割賦返還額に対する当該年度回収見込額）は88.5%と予想。

（参考）請求額・返還額および返還率の最近5年の推移 （百万円）

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度見込	R3年度計画
請求額	1,163	1,153	1,144	1,163	1,141
返還額	1,026	1,033	1,008	1,029	1,010
返還率	88.2%	89.6%	88.1%	88.5%	88.5%

2. 返還金回収業務等の推進

以下の返還業務を着実に推進することにより、円滑な回収を図る。

(1) 一般返還者への返還業務

- ① 返還金の定期的な回収方法として、外部委託による口座自動引落としおよびコンビニ収納が可能な払込取扱票の自動送付を継続するとともに、新たな回収手法を模索、検討する。
- ② 転居等による郵便物の返戻について住所調査を実施するとともに、広報紙等を通じて住所変更の届け出を促す。
- ③ 新たな返還方法の運用
 - ・令和元年8月から稼働の新奨学金管理システムを活用し、従来の返還方法（月賦払い、半年賦払い、年賦払い）のほか、返還者の都合に応じた2ヶ月毎払い、ステップ返還、半年賦払いの返還月の変更などに対応する。
- ④ 返還者へ計画的な返還を促すための通知「返還のお知らせ」（返還条件および120回分返還予定表の記載）を返還計画変更の都度、および5年毎に自動送付する。

(2) 滞納者への返還督促

- ① 滞納者（滞納3年以内）及び長期滞納者（滞納3年超）への督促
 - ・新奨学金管理システムにより毎年3月末と9月末時点で6ヶ月以上のすべての滞

納者に対し、それぞれ4月と10月に滞納通知または督促状を自動発送する。なお督促状の内容は、滞納通知より厳しい文言で、今後の返還を回答するよう求めたものとする。

*② 電話または郵便による返還督促の実施

- ・早期対応により滞納低減を図るため、滞納6ヶ月超5年以内の滞納者への電話または郵便による返還督促を継続実施する。

*③ 長期滞納者宅への現地訪問

- ・滞納3年超の長期滞納者宅を個別訪問し、滞納者の生活状況を把握するとともに面談し、返還の猶予相談や督促を行う。

*④ 民事調停の申立て

- ・現地訪問において通常生活をしていると思われる滞納者に対して民事調停の申立てを行い（予定）、返還の解決を図る。

⑤ 弁護士への協力依頼（住所調査→住所判明→返還請求文書発送）

- ・弁護士事務所への業務委任契約により滞納者に対する債権回収を推進する。

(3) 新システムの効果的運用による返還管理

① 令和元年8月に稼働した新奨学金管理システムによる奨学金返還の効果的運用を図る。

② 新奨学金管理システムにおける「債務整理進行管理」機能の効果的・効率的な運用を図る。

(4) 返還計画変更、返還猶予、返還免除制度の適切な運用

*① 返還者の希望に応じた返還方法、払込手段および返還計画設計について柔軟に対応する。

*② 返還（期間）猶予制度、返還免除制度の周知や理解を得るための取り組みを行い、滞納防止を図るとともに制度の適切な運用を行う。

Ⅲ. 奨学生に対する指導

1. 学業成績および生活状況に関する指導

奨学生の修学状況および生活状況を把握するため、年度末に奨学生の在学学校から「学業成績表」、奨学生本人から「生活状況報告書」を取り寄せる。

「学業成績表」の記載内容から見て、努力を要すると思われる奨学生およびその保護者には注意喚起を行い、学習意欲に欠ける又は成績不良で卒業見込みが困難と思われる奨学生に対しては、奨学金の停止、辞退勧告などの措置を講じる。なお奨学金の停止以後、学習意欲や成績に顕著な向上が見られる場合には復活措置をとる。

「生活状況報告書」については、分析を行い、その結果を指導に活用する。

2. 高校奨学生と保護者のつどい

全国の高校奨学生と保護者を対象とした「高校奨学生と保護者のつどい」は例年8月に実

施してきたが（昨年度は中止）、本年度は、新型コロナのため、事業計画段階では実施が可能かどうか不明である。5月時点で実施可能との見通しが立った場合は、8月20～21日、大阪市内で開催する。実施困難となった場合は、何らかの代替案を検討する。

なお、これまでの実施経過は次表のとおり。

「高校奨学生と保護者のつどい」実施経過

年度	開催日	高奨生 総数	参加者数内訳（人）				高奨生 参加率	開催地
			奨学生	保護者	同伴者	合計		
平成27年	8/22-8/23	359	91	84	25	200	25.3%	東京
平成28年	8/20-8/21	337	63	69	15	147	18.7%	東京
平成29年	8/19-8/20	292	67	76	10	153	22.9%	東京
平成30年	8/18-8/19	275	64	66	11	141	23.3%	東京
令和1年	8/17-8/18	248	78	80	30	188	31.5%	東京
令和2年	中止	中止						—

3. 海外語学研修

高校奨学生を対象とした「海外語学研修」は、新型コロナ下の米国の受入れ状況を考慮し、昨年度に続き中止とする。

なお、これまでの海外語学研修の実施・参加状況は次のとおり。

「海外語学研修」参加者数（人）

研修先	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
アメリカ	31	24	30	24	中止	中止
オーストラリア	2	0	1	0		
合計	33	24	31	24		

4. 修学支援金の給付

(1) 上級学校進学受験費用補助金

高校奨学生を対象に平成29年度より開始した。大学や専門学校等の受験料（複数学校・学部の合計可）を5万円を限度として年1回給付するもの。令和3年度計画は下表のとおり。

(2) 各種資格取得費用補助金

普通自動車第一種運転免許等取得費用補助金として平成30年度より開始した（29年度より適用）。指定自動車教習所の受講に要した費用総額の半額を給付するもの（上限15

万円)。令和3年度計画は下表のとおり。

修学支援金の人数・給付金額

(単位：人、千円)

種 類	内 容	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度 見込	R3 年度 計画
進学受験費用補助 (5万円限度)	給付人数	52	67	54	70	70
	給付額	1,982	2,645	2,062	3,000	3,000
	平均給付額	38	39	38	43	43
自動車運転免許 取得費用補助 (50%(15万円限度))	給付人数	113	118	130	140	140
	給付額	15,909	16,270	18,539	20,500	20,500
	平均給付額	141	138	143	146	146

IV. 学生寮「心塾」の運営等

学生寮「心塾」には、昨年度、東京寮の分室として武蔵境寮が加わった。これを含めて全体は、東京に所在するものが、東京寮とその分室である所沢寮（昨年度リフォーム完了）および武蔵境寮の計3寮、関西地域のもので23施設（企業の学生会館を室単位で借り上げ。総称して関西寮と呼んでいる）である。

なお、東京寮については、令和3年中に建替え計画を策定し、令和5年末には建替え工事完了の予定である（工期は解体を含み約2年）。

1. 塾生への指導

(1) 東京寮

- ・学生が日常の寮生活を通じて、挨拶、礼儀作法、話し方等を身につけることを助け、就職活動や社会人になったときにそれが活かせるよう、個々の学生に応じた指導を行う。
- ・修得単位が不足している者については、その都度面接指導を行う。また、必要に応じて保護者を交えた三者面談を行う。
- ・塾生と事務局との間で、8月を除く毎月、定例会を開き、情報交換、意見交換を行い、決定事項については徹底を図る。

(2) 所沢寮

- ・年数回面談を行い、生活状況の確認をする。また、東京寮の行事の機会などに東京寮生との交流の場を設ける。

(3) 武蔵境寮

- ・定期的に職員が訪問し、生活面での指導等を実施する。また、東京寮の行事の機会などに東京寮生との交流の場を設ける。

(4) 関西寮

- ・寮生や寮長との面談を定期的に行い、寮生の日常生活や学校生活、寮施設の状況などについて把握し、指導する。また、必要な場合には保護者を交えた三者面談を行う。

2. 講座の実施

外部講師を招き、「読み」「書き」「話す」等に関する講座を実施する。

(1) 東京寮

- ・文章講座、読書感想文講座、スピーチ講座は、新型コロナの感染状況に注意を払い、安全な形で実施する。教養講座としての観劇や音楽鑑賞会は、その時点での新型コロナの感染状況を見て実施の可否を判断する。

(2) 所沢寮・武蔵境寮

- ・東京寮の読書感想文講座に合わせて同講座を実施する。教養講座の実施いかんは東京寮に準じる。

(3) 関西寮

- ・読書感想文講座を実施する。教養講座としての観劇や音楽鑑賞会は、その時点の新型コロナの感染状況で実施の可否を判断する。

3. 卒塾生との交流促進

状況が許す限り、卒業生に、東京寮、関西寮の行事などへの参加を呼びかけ、在塾生が、寮、大学での生活や就職活動などについてアドバイスを受けられる機会を設ける。

V. 事業資金の強化・拡大

1. 寄付金収入について

令和2年度の寄付金収入の見込額は約7億円で、予算3億4千万円をはるかに上回る。この主要因は、一般寄付が予算を上回る見込みであることに加え、多額の遺贈があったことによる。

令和3年度は、コロナ感染拡大の状況に配慮しつつ、出来る限り多方面への多角的な募金活動を展開する。

予算は、5億円とする。

(参考) 寄付金収入推移

(百万円)

年 度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度 (見込)	R3 年度 (予算)
金 額	512	524	452	742	700	500

2. 寄付金収入の安定化と拡大対策

* (1) 接触活動の推進による当会知名度・認知度向上と支援拡大

- ① 地方自治体、自動車・交通関連企業などが実施する安全運転イベント等に積極的に参加・協賛し、当会の事業活動を広報するとともに交通遺児への支援を呼びかける。
- ② 過年度に寄付をいただいたが現在は停止している法人・団体への復活の働きかけを、自動車や交通に関連するメーカー、販売会社および運輸会社等を中心に実施する。
- ③ 全国の自動車学校、交通安全協会等、自動車や交通に関連する法人や団体への訪問を継続、拡大する。
- ④ CSR・社会貢献に積極的な企業について、その活動への協賛等を通じて接触を拡大する。

* (2) 開発したツール、商標等の活用拡大と新ツール考案

- ① 「あしながおじさんパンフレット」「あしながおじさんポスター」等の活用と配布先拡大
- ② 「あしながおじさんDVD」の活用と配布先拡大
- ③ 「あしながおじさん募金箱」「募金型自動販売機」の設置拡大
- ④ 新ツール考案と商標の活用
 - ・ ツール制作にあたっては、当会が保有する商標をフルに活用する。
 - ・ 既存のツールについても、商標を活用したデザインを積極的に取り入れて差別化を図る。

(3) 無料出張講演の実施と小冊子配布

- ① 自動車学校の教官への研修会や運転業務に従事する従業員の多い運輸会社・タクシー会社等の研修会、各地の高等学校での交通安全講習等での無料出張講演を積極的に実施し、ドライバーの安全意識の向上、交通事故減少に寄与しつつ、当会事業への理解を訴え、支援の拡大に努める。
- ② 小冊子を無料出張講演や企業・団体訪問時などに配布し、人々の交通遺児家庭についての理解を促進する。

* (4) 遺贈受入れ

遺贈に関与している弁護士、司法書士や金融機関等に、不動産を含む遺贈受け入れなど当会のきめ細かな対応を、パンフレットやホームページ等に加え、新聞・雑誌等の外部媒体も積極的に活用してPRし、当会を受遺者とする遺言書の作成を働きかけていく。

(5) メディアの活用

新聞・雑誌等を始め、様々なメディアの積極活用や露出拡大を通して、当会のイメージアップを図る。

VI. 知名度向上活動

1. 全般

第5次長期事業計画の初年度に当たり、第4次長期事業計画のなかで高めてきた当会事業の認知度の更なる向上を目指す。そのために、これまでの知名度向上策を継続・強化した

広報戦略を構築し、交通遺児家庭への周知の徹底と支援者層拡大につなげる。

また、近年、ネット上に意図的に受信者をだますことを目的としてフェイク情報を流す者がいることを常態と認識し、ネット情報の監視の強化と、不当不正な情報を発見したときに時宜を失せず適正な対応がとれる体制をつくる。

2. 知名度向上の取り組み

(1) ホームページ

- ① 当会の活動や現奨学生、OBの近況紹介などを行う。また、最新情報を速やかに広報するために適宜更新するとともに、より見やすく親しみやすい内容やレイアウトに改善するなど、絶え間なく工夫を重ねる。
- ② ホームページを通じて、当会の正しい歴史と沿革を広くアピールする。
- ③ ホームページへのアクセス数増加への取り組みを継続する。
- ④ CSR・社会貢献に積極的な企業・団体に当会のホームページへのリンクを貼ってもらうべく働きかけを積極的に推進する。

(2) 広報紙「君とつばさ」

- ① 当会の事業活動を広く紹介するため、広報紙「君とつばさ」をより読みやすく、より親しみやすくなるよう不断に刷新し紙面の充実を図る。
- ② 広報紙の機能は、当会と奨学生、保護者、支援者をつなぐことにあり、その観点から配布先の棚卸および適正化を行う。

* (3) 記事掲載促進

- ① マスコミを通じて行う広報活動として、読者ターゲットに合わせて、新聞（一般紙、業界紙）、雑誌（月刊誌、週刊誌）、テレビ、ラジオ、SNS等、適宜メディアを選別しつつ露出を増やし、情報提供を積極的に行う。露出拡大のため、ACジャパンへ再度、広告申請を行う。
- ② 当会の事業活動上の重要な決定事項や「高校奨学生と保護者のつどい」「海外語学研修」等、主な行事については、積極的にニュースリリース対応する。
- ③ 業界紙、業界団体・企業の広報紙やホームページなどにおいて当会情報の掲載機会の拡大を図る。

* (4) 媒体を通じた広報の展開

- ① 遺贈・相続受け入れ等の積極的PR
 - ・遺贈や遺産の寄付先を検討されている方や弁護士、司法書士、金融機関等に、不動産を含む遺贈受け入れなど当会のきめ細かな対応を雑誌・新聞等の媒体を積極的に活用してPRし、当会を受遺者とする遺言書の作成を働きかけていく。
- ② 「螢雪時代」「自動車年鑑」等への広告掲載を継続し、当会の活動を広くPRしていく。

(5) 交通安全活動への協賛等を通じた知名度向上推進

- ① 全国交通安全運動への協賛等
 - ・春、秋の全国交通安全運動に協賛団体として参画するとともに、地域・自治体・団体レベルの各種交通安全運動との連携を推進する。
- ② 無料出張講演の実施
 - ・講演会の規模等により、通常講演会とミニ講演会に分け、小回りのきく出張講演を数

多く実施することにより、交通安全意識の啓発を行うとともに交通遺児への理解を促進する。

③ 「飲酒運転撲滅・根絶」 イベント等への積極的参加・協力

- ・全国各地の自治体が開催する「飲酒運転撲滅・根絶」 イベント等へ積極的に参加・協力し、交通安全に対する強いメッセージを発信しつつ、当会の事業活動を広報するとともに交通遺児への支援を呼びかける。

* (6) 交通遺児家庭についての理解を深める活動の推進

① 小冊子の継続配布と第2集の制作

- ・交通遺児やその保護者のみなさんの苦労や頑張りを社会の人たちに知ってもらうために発行した小冊子をさらに多くの人に読んでもらい、人々の交通遺児家庭についての理解を促進する。
- ・近年開催した「つどい」 や講演会等のスピーチや原稿を元に、小冊子の第2集を制作する。

② 交通遺児家庭生活実態調査の活用

- ・令和2年度に行った交通遺児家庭生活実態調査のデータを詳細に分析し、交通遺児家庭の生活実態や生の声を、個人情報保護に留意しつつ広くメディアに情報提供し、交通遺児への社会的認知の向上を図るとともに、当会事業のあり方を検証・再構築する資料として活用する。

③ 警察庁への協力・連携

- ・警察庁交通局が毎年主催している「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム」 等への参加を通じて、交通遺児への支援を呼びかけていく。
- ・警察庁交通局と連携し、警視庁および全国の警察署を通じた当会の事業紹介パンフレットの交通事故被害者への配布を継続実施し、当会の奨学制度をより多くの人に利用してもらうべくその周知を推進する。

(7) 全国の自動車・物流団体・企業への広報

① 全国を9地区（北海道、東北、関東、北信越、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄）に分け、各地区の自動車や物流関連の団体、企業、特に交通事故発生件数の多い地区を積極的に訪問し、当会の知名度向上、支援の拡大を図るとともに、併せて地方新聞社への訪問により地元企業の紹介や記事広告等の掲載も推進する。

② 各種企業、団体が主催するセミナーやイベントでの講演・スピーチに積極的に参加、協力し、当会の事業活動を広報するとともに支援を呼びかける。

* (8) インターネット、各種SNS等における当会に対する不当不正情報への対応強化

① インターネット、各種SNS等に限らず、当会の名誉や活動に対する不当不正な情報に対処するため、常時あらゆる分野において監視体制を強化し、必要があれば法的措置も視野に入れた対応を行う。

② 知名度向上・差別化のためのキャッチフレーズと商標登録を適宜行うとともに、広報、募金活動に積極的に活用する。

③ 当会「50年史」の配布と活用を継続し、当会の正しい歴史と沿革を粘り強く紹介していく。

VII. 危機対応体制の構築

第5次長期事業計画に基づき、危機対応体制の整備を推進する。

1. 「危機対応規程（仮称）」の制定

- ・当会の事業リスク（大地震、感染症、他）を抽出し、それらへの対応体制・ルールを策定する。

2. システムの二重化等

- ・危機対応の具体的な対策として、システムの二重化・強化を検討・実施する。
- ・今後建替えを予定している心塾東京寮にバックアップオフィス機能を整備する。

以上